

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 株式会社西友新北習志野店
- 2 所在地 船橋市習志野台一丁目1006番地1ほか
- 3 建物設置者 株式会社アライビル 代表取締役 荒井慶太郎ほか
- 4 小売業者名 株式会社西友（業種：総合店）
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 開店時刻及び閉店時刻
 （変更前）午前9時から午後9時50分 （変更後）午前9時から翌午前9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 （変更前）午前8時50分から午後10時 （変更後）午前9時から翌午前9時
 - (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 （変更前）午前6時から午後8時 （変更前）午前6時から午後10時
- 6 変更年月日 平成19年6月21日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成19年5月25日
 - (2) 公告縦覧期間 平成19年7月6日～平成19年11月6日
 - (3) 説明会開催日 平成19年6月17日 第1回午前10時30分から
第2回午後3時から
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 船橋市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：8,000㎡
- 2 駐車場の収容台数：183台
- 3 駐輪場の収容台数：158台
- 4 荷さばき施設の面積：144㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：80m³
- 6 開店時刻：午前9時
閉店時刻：午前9時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前9時～翌午前9時
- 8 駐車場の出入口の数：4か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後10時

第2 県の意見

「意見なし」 平成19年11月16日通知

<理由>

- (1) この届出は、荷さばき時間及び閉店時間の変更（24時間営業）を行うものである。夜間に及ぶ変更であり、騒音の予測結果は敷地境界で基準を超過するが、保全対象側では基準を満足し、周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響は少ないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく船橋市の意見及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。